

よくあるお問い合わせ

Q 1. 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q 2. 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」等であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いします。

Q 3. 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとどうなりますか。

A 一定の要件を満たせば、異なる振り仮名の届出も可能ですが、通知された振り仮名が他の行政手続(旅券、年金など)で登録している振り仮名である場合、異なる振り仮名で届出をすることにより他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q 4. 本籍地の市区町村が遠いのですが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、当庁宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍窓口で届出をすることもできます。

<差出人>
104-8404
東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区役所
区民部区民生活課戸籍係

振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用して、ご自宅など都合の良い場所からオンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。

※通知に記載された振り仮名があなたの振り仮名と合っている場合は届出不要です。

【準備・確認しておくもの】

- ✓スマートフォン・届出者のマイナンバーカード
- ✓利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)
- ✓券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
- ✓署名用電子証明書用パスワード(英数字6～16桁)
- ✓住所及び市区町村からの連絡用としてメールアドレス・電話番号

1. ログイン

右の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



2. 申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、②戸籍情報の確認、③届出対象の選択を行います。

3. フリガナの確認・届出対象の選択

表示されているフリガナが正しい場合には「フリガナの確認を終了する」を選択して完了です。

認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法は右の二次元バーコードから動画で確認でき、その操作等のお問合せはマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)でも受け付けします。



宛名面下部に記載の振り仮名コールセンターでは、上記の届出の方法のほか、制度趣旨や届出期間等の一般的なお問合せを受け付けします。同センターでは個人情報保有していないため、回答にあたり個人情報が必要なお問合せは対応できません(例:同じ戸籍に在籍しているのに、通知に記載されていない者がいる、等)。

◆マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当庁の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当庁ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当庁(以下に記載の届書送付先宛て)までお送りください(郵送費用はお客様のご負担となりますので、ご了承ください。)

◆戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。なお、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

【届書送付先】

104-8404
東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区役所
区民部区民生活課戸籍係 振り仮名担当

混雑緩和のため、マイナポータルによる届出にご協力をお願いいたします。電話でのお問い合わせはつながりにくい場合がございます。直近で戸籍の届出を提出された場合など、マイナポータルでの届出ができない場合がございます。裏面の中面右上の日付は、本通知を印刷した日付です。通知の発送日ではありませんのでご了承ください。